

子ども手当に関するお知らせ

1

趣旨

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに親などに支給するものです。



2

支給対象となる子ども

中学校修了前（中学校3年生修了前まで）の児童



3

手当の額

月額1万3千円



4

手当の支払い

手当の支払期月は、6月、10月、2月であり、前月分までの手当をお支払いします。（本年6月は4月分と5月分の2カ月分の支給となり、10月以降は4カ月分の支給となります。）



5

支給を受けるための手続き等

☆本年3月まで児童手当を受給されていた方

本年3月まで児童手当を受給されている方は、手続きの必要はありません。ただし、現在中学2年生と中学3年生の子どもがいる場合、申請手続きが必要です。対象の方へは、「子ども手当額改定認定請求書」を町から郵送しますので、必要事項を記載のうえ、5月31日までに申請してください。



☆児童手当を受給していなかった方

所得制限などにより、児童手当を受給していなかった方で、子ども手当の支給の対象となる中学校修了前までの子どもを養育されている方には、「子ども手当認定請求書」を町から郵送しますので、必要事項を記載のうえ、5月31日までに申請してください。

（注）子ども手当の最初の支払いは、本年6月となっており、6月に手当の支給を受けるためには、5月31日までに申請の必要があります。本年4月分からの子ども手当を受給するためには、平成22年9月30日までの申請が必要となります。
なお、公務員の方は、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

★申請書提出先…役場、福祉健康センター、総合会館

【問合先】福祉健康課